令和5年度 立川市立大山小学校「いじめ防止対策基本方針」

いじめ防止対策推進法に基づき、H29.3 に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂されたことを受けて、本校でも、国の基本方針を参酌し、「学校いじめ防止対策基本方針」を改訂いたしました。

いじめは、児童の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為です。特に学校においては、「いじめは決して許されない」という指導を徹底すると同時に、「いじめはいつでもどこでも、どの学校にもどの学級にもどの児童にも起こり得るものである」という認識に立ち、家庭・地域・関係諸機関と連携し、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、日頃からいじめの兆候を早期に把握(早期発見)し、迅速に組織的な対応ができるよう努めなければなりません。全ての児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめ問題の未然防止・早期発見・早期解決を図るために今回の立川市いじめ防止基本方針(第二次改定)に沿って「立川市立大山小学校『いじめ防止対策基本方針』」を策定いたしました。

一 総則

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは児童等に対して、<u>一定の人間関係</u>にある他の児童が行う心理的または<u>物理的な影響</u>を与える 行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛 を感じているものをいう。

- *「<u>一定の人間関係</u>」とは、学校の内外を問わず、当該児童が関わっている仲間や集団 (グループ) など、 当該児童となんらかの人的関係を指す。
- *「<u>物理的な影響</u>」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- *個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の 立場に立つことが必要である。

2 いじめの防止等のための基本方針

(1) いじめを生まない学級づくり-軽微ないじめも見逃さない-

教職員一人一人の人権感覚を高め、人権上問題のある言動や軽微ないじめも見逃さずに、的確に認知し早期対応及び指導していく。

(2) 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

教職員は、生活指導打ち合わせや「学校いじめ対策委員会」での報告・連絡を欠かさずに行い、組織的に その状況を確認し、適切な役割分担によって対応する。

(3) 相談しやすい環境の中で、いじめから児童を守り通す

児童はいじめについて大人に相談しづらいという状況を改善するため、児童が気軽に相談しやすい環境 (相談室)をつくるとともに、生活指導主任や養護教諭やスクールカウンセラーを学校全体の窓口とし、スクールソーシャルワーカーとも連携を図る。また学校経営方針「全ての教職員で全ての児童を支援する」に基づき、全教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。

(4) 道徳や特別活動の学習において「いじめに関する授業」の実施

児童自身がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、いじめの解決に向けて、話し合い、行動できるように、「いじめに関する授業」を年3回以上実施するとともに、教職員が児童の活動を励まし支援していく。

(5) 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

保護者に対して、いじめはどの学校どの児童にも起こりうる問題であることを説明するとともに、被害及

び加害の児童の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応する。

(6) 地域との連携を図る。

学童クラブ・児童館等の関係諸機関と適切に連携し、いじめが疑われる場合は、情報提供を要請し、学校 内外を問わず対応する。

3 いじめの禁止

大山小学校では、いじめを禁止する。怒りの感情をもつ出来事があっても、それをいじめという手段(言葉・暴力・態度・インターネット等)で解消しようとすることは許されない。

4 学校関係者の責務

- ・担任…いじめの発見、聞き取り、指導、改善についての責任は第一に担任にある。担任は児童集団のルールの確立と人間関係を深めるための取組を不断に続けなければならない。
- ・学年…学年児童の情報を常日頃から共有して担任の相談に乗るとともに、授業や学年行事等を通して共 にいじめの解決にあたらなければならない。
- ・生活指導部…年3回(学期1回)いじめアンケートを実施し、情報を共有して組織的な対応につなげなければならない。また、各教員の人権感覚や指導力を高めるための研修の機会を設け、生活指導主任は教員からの報告、相談に対して指導助言をして、管理職につなげなければならない。
- ・特別支援コーディネーター…インクルーシブの視点から、特別な支援を必要とする児童の特性が活かされ、自信をもって学校生活が送れるように特別支援の取組みを進めなければならない。また、特別な支援を必要とする児童がいじめのターゲットにならないようにしなければならない。
- ・養護教諭…清潔で温かさを感じられるよう保健室環境を整え、けがや体調不良、遅刻欠席等の状況から、 担任と共にいじめの発見にあたるとともに、児童の本音に寄り添い学校の中で安心していられる 居場所を作らなければならない。
- ・副校長…各担任や生活指導主任からの報告を受け、学校としての対応が必要と判断した場合に、担任への人的支援(支援員、他教員の配置)を整えると共に保護者面談の場を設け、担任と家庭をつな ぐ役割を果たさなければならない。必要に応じて問題を整理し、担任への指導、保護者への助言 をしなければならない。
- ・校長…教員の配置他、保護者との面談、出席停止措置を含んだ学校としての対応の最終判断を行う。

二 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 本校が講ずる基本的施策として(1)道徳、特別活動の時間、立川市民科教育の充実、(2)青少年赤十字活動による人権教育の充実(3)挨拶運動の推進、(4)異学年交流、幼小・小中連携教育等の推進、(5)読書活動の推進、(6)環境教育の推進、特別支援教育の推進、(7)早期発見のための措置、(8)相談体制の整備、
 - (9) インターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進、(10) 保護者との協力関係の構築、
- (11) 関係機関との連携、(12) 教職員向けいじめ防止研修会等を実施する。
- 2 いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、生活指導部が中心となり、管理職、特別支援コーディネーター、関係教員、養護教諭、スクールカウンセラー等から構成する「学校いじめ対策委員会」の組織を置く。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として(1)いじめの事実確認、(2)いじめを受けた児童とその保護者に対する支援、(3)いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を行い、その際に管轄署である立川警察署生活安全課青少年係と連携をし、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであることを認識させる助けとする。
- 4 いじめ防止のための懲戒、出席停止制度を適切に運用する。その決定については校長の判断とする。

三 重大事態への対処

- 1 重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査をする。
- 2 1の調査を行った時は、当該調査に関わるいじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に 提供するものとする。
- 3 立川市教育委員会等に対しては速やかに重大事態が発生した旨の報告を行い、再調査がある場合は、再調査 の結果を踏まえて措置を講ずる。
- 4 スクールロイヤー制度を適切に活用し、法に基づいた対応を実施する。